大阪市告示第1318号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定に基づき職務の級及 び職制上の段階ごとの職員数を次のとおり公表する。

令和7年9月30日

大阪市長 横 山 英 幸

(別紙のとおり)

(総務局人事部人事課)